

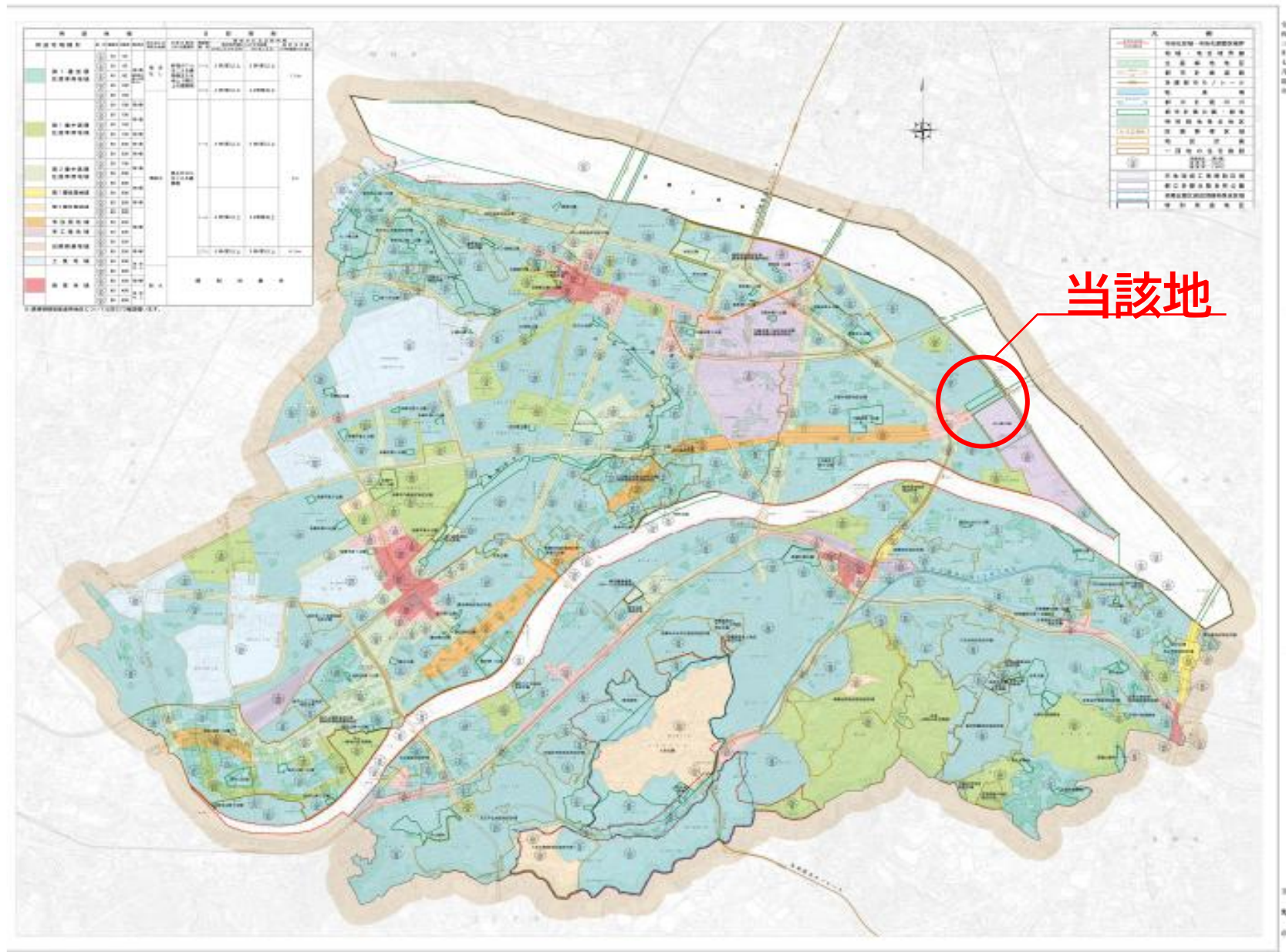
日野都市計画公園第5・4・2号 北川原公園の変更について（市決定）

【説明内容】

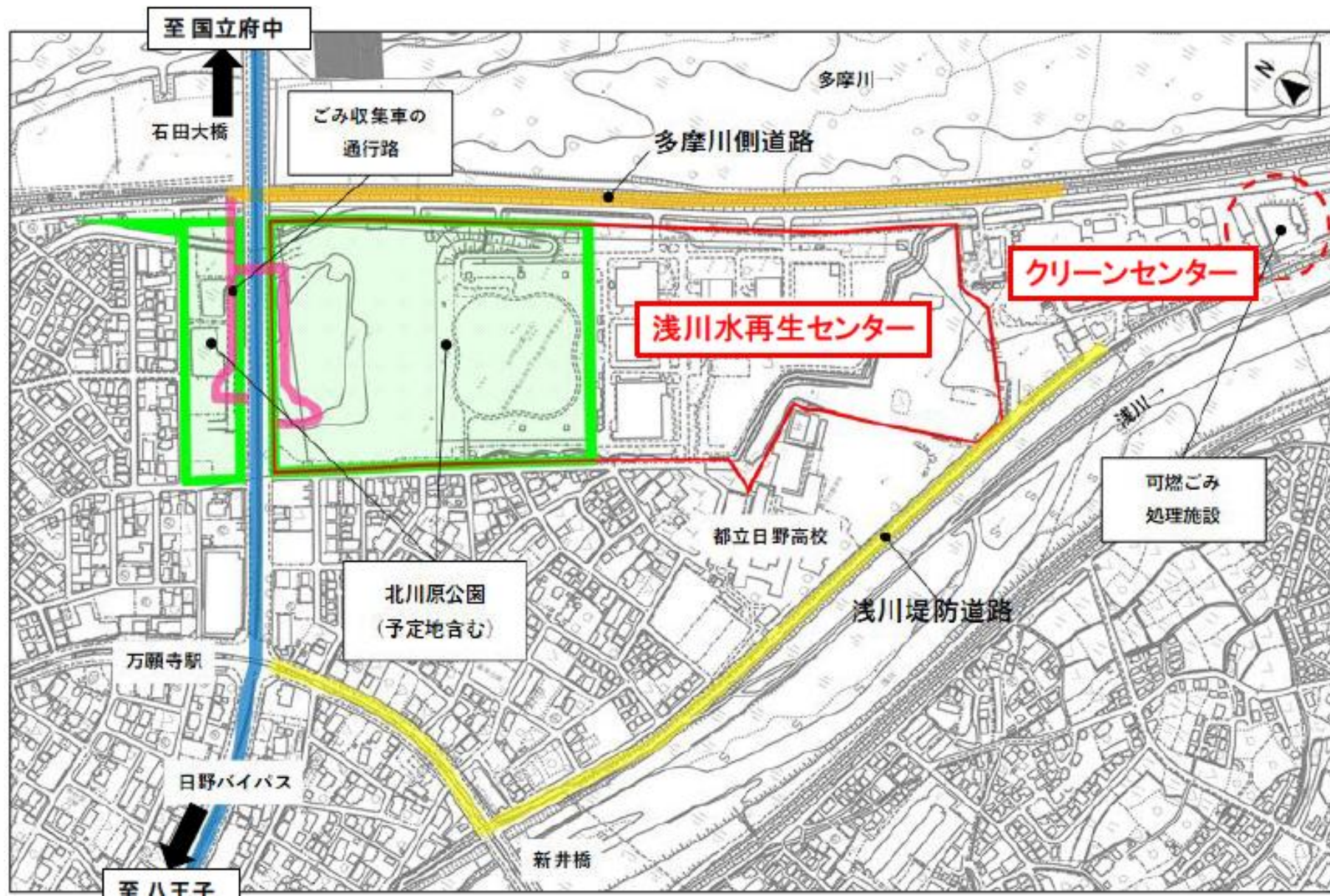
- 1 位置、概況（確認）
- 2 違法性解消に向けた取り組み状況
- 3 都市計画公園の変更

令和7年5月23日（金）
日野市 環境共生部

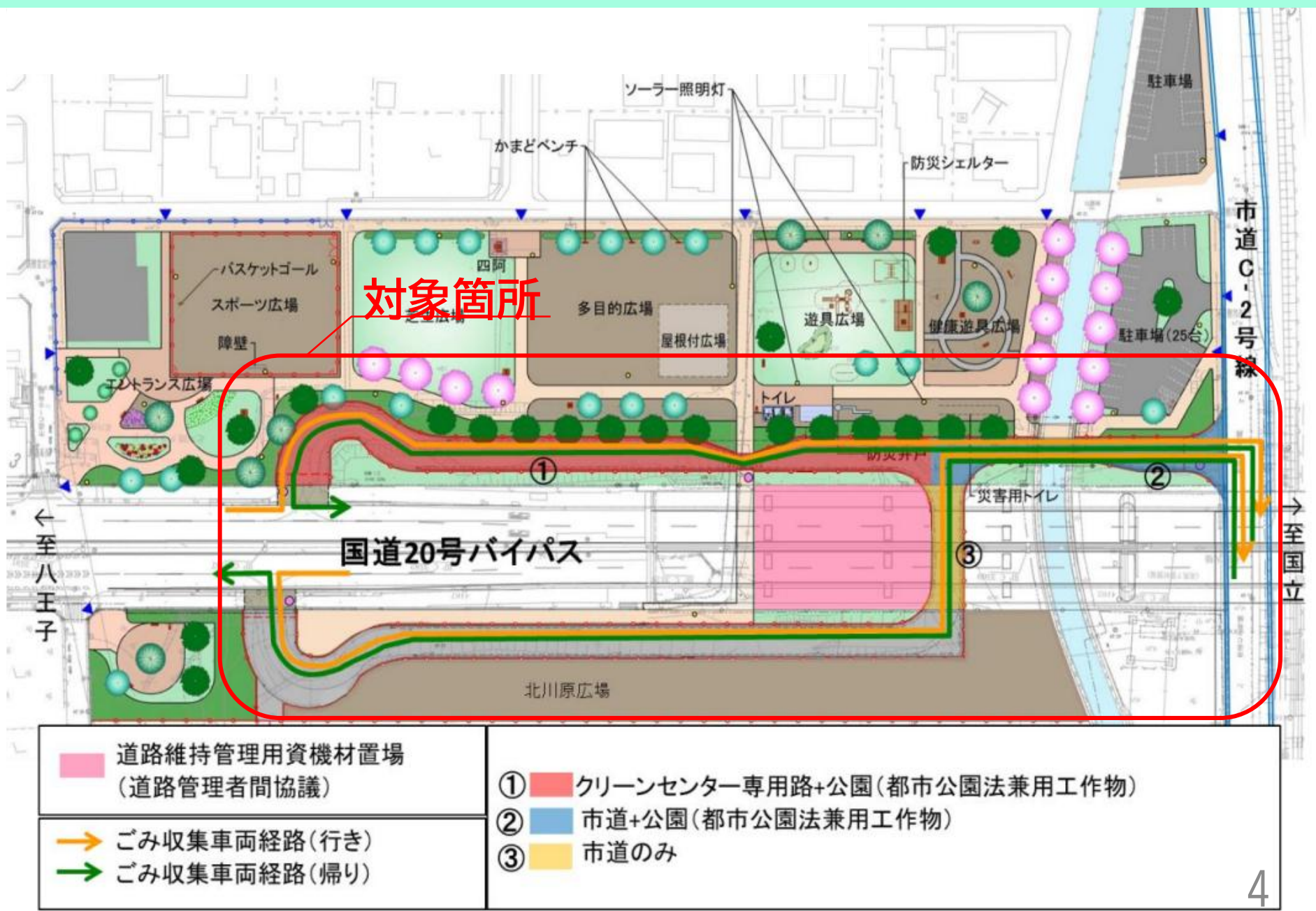
1 位置、概況（確認） ①北川原公園位置図（広域）



1 位置、概況(確認) ②北川原公園都市計画決定区域図



1 位置、概況(確認) ③北川原公園ごみ搬入路の現況図



2 違法性解消に向けた取り組み状況 ①これまでの経過

年 月	内 容
令和5年4～5月	『北川原公園ごみ搬入路裁判に関する経過報告及び違法性解消』 についての住民説明会を開催。 対象：①北川原公園周辺4自治会地区住民 ②クリーンセンター地元5自治会地区住民
令和5年8月	『北川原公園ごみ搬入路裁判に関する経過報告及び違法性解消』 についての全市民向け説明会（中学校区毎、全8回）を開催。
令和5年10月 ～令和6年8月	『日野市北川原公園ごみ搬入路の違法状態解消に向けた検討会』 （以下「検討会」）を発足。8回の検討会や周辺地域との意見交 換会を開催。
令和6年8月	検討会から市長に中間報告。
令和6年9月～ 10月	広報特別号の発行（意見募集） 無作為抽出による市民会議を開催（全市的な合意形成）
令和6年11月～ 令和7年2月	第9回・第10回検討会を開催
令和7年2月16日	市長に提言書を提出

2 違法性解消に向けた取り組み状況 ②検討結果

第10回検討会資料 抜粋

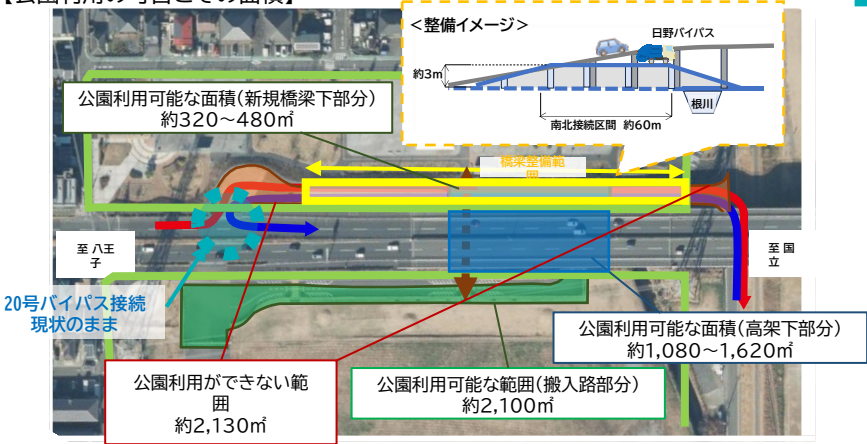
ごみ搬入路違法性解消の方策 搬入路の北側への集約立体化案

20号バイパス北側ごみ搬入路に南側搬入路も集約し、道路を立体化して下部を公園として活用する案です。（※北側の搬入路部分の都市計画変更が必要）

【特徴】

- ・新規の施設整備費用が必要(約6億円)
- ・公園利用ができる面積が増加する(下記 図の緑・青・水色部分)
- ・車両と歩行者動線の分離ができ、安全性が増す
- ・公園の南北の自由な往来が可能となる
- ・交通誘導員の設置箇所の減少が可能
- ・日野市の所有地のみで解消策の実施が可能
- ・小金井市、国分寺市の収集車の通行ルートの変更が必要
- ・新規築造と維持管理※に約10.6億円必要と想定（※ 橋の点検、交通誘導員等）
（新規整備：約6億円 維持管理：約4.6億円 ※整備後20年間の利用想定）

【公園利用の可否とその面積】



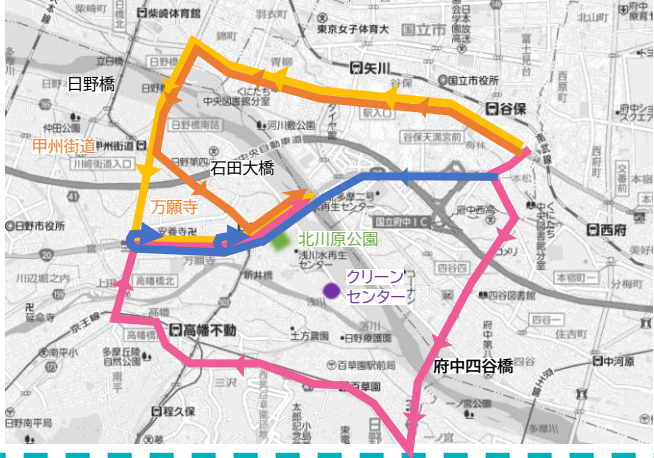
搬入路を北側へ集約

現在、南北両方の公園にごみ収集車の搬入口を設けている状況ですが、北川原公園側にすべて集約し、国分寺市・小金井市(搬入)及び日野市(搬出)の収集車のルートを変更する必要があります。検討会で提案されたルート案は下記の通りです。

- (1) 日野橋ルート
- (2) 府中四谷橋ルート
- (3) 日野税務署西交差点(農協 みなみの恵前)でUターンするルート
- (4) 日野万願寺駅西交差点でUターンするルート

新たな社会実験
候補ルート

搬入ルート(イメージ)



搬入ルートを一定期間試験的に変更する社会実験について（2024年10月21日～10月25日に実施済）

日野万願寺駅前交差点で国分寺市・小金井市の搬入ルートを試験的に変更する社会実験を日野市が実施しました。その結果、以下の問題が散見され、**日野万願寺駅前交差点でのUターンは不適当という報告を受けたため、ルート案からは除外**しました。

- ・通勤・通学等の駅利用者、買い物客、日野高校生など歩行者が多い交差点である
- ・Uターン中にモノレール側の信号が青に変わる場合があり、交差点内で歩行者の横断を待つ車が散見された
- ・右折レーンの滞留長が延びることで、直進車線にも影響が出る場合があった
- ・Uターンする車は大きく減速するため、右折する後続車の追突、接触が懸念される

2 違法性解消に向けた取り組み状況 ②検討結果

都市計画変更の手続き

第9回検討会資料 抜粋

解消案①、②のどちらを選定した場合でも、当面、南北両側の搬入路を使用する必要がある
→**南北の搬入路部分を都市計画公園区域から外す都市計画変更の手続きを開始する**



都市計画変更後、解消案①の場合は新規の施設整備完了後に再度都市計画変更を行い、南側の搬入路部分を都市計画公園に戻す

- ・広報ひの特別号にて意見募集
- ・市民会議での討議

当面の違法性解消のための都市計画変更に対する反対意見等はなし
→**都市計画変更の手続きを開始する**

【都市計画変更までのスケジュール案】

令和6年12月より事務手続きを開始

順調に行けば**令和7年5月をめぐりに都市計画審議会に諮問**

2 都市計画公園の変更 ①北川原公園

《変更概要》

- 1 名称 日野都市計画公園第5・4・2号 北川原公園
- 2 種別の変更 一般公園 ⇒ 総合公園
- 3 位置の変更 日野市大字石田、大字新井、大字万願寺、大字下田各地内
⇒ 日野市石田一丁目、万願寺一丁目及び万願寺二丁目各地内

- 4 区域の変更
右図の「緑」の区域

- 5 面積の変更
約9.6ha → 約9.2ha
△約0.4ha

【削除】黄色の網掛け

【追加】赤色の網掛け



2 都市計画公園の変更 ①北川原公園

現 況 写 真



2 都市計画公園の変更

手続きスケジュール

事 項	時 期	備 考
都市計画原案の公告・縦覧	令和6年12月 6日から 令和6年12月19日まで	
都市計画原案説明会	令和6年12月10日	参加希望なし 開催せず
都市計画原案の意見書受付	令和6年12月 6日から 令和6年12月26日まで	
東京都知事協議	令和7年 1月～2月	意見なし
都市計画案の公告・縦覧	令和7年 3月 5日から 令和7年 3月25日まで	
都市計画案説明会	令和7年 3月 6日	参加希望なし 開催せず
都市計画案の意見書受付	令和7年 3月 5日から 令和7年 3月25日まで	
日野市都市計画審議会（諮問）	令和7年 5月23日	本日
決定告示	令和7年 6月	予定

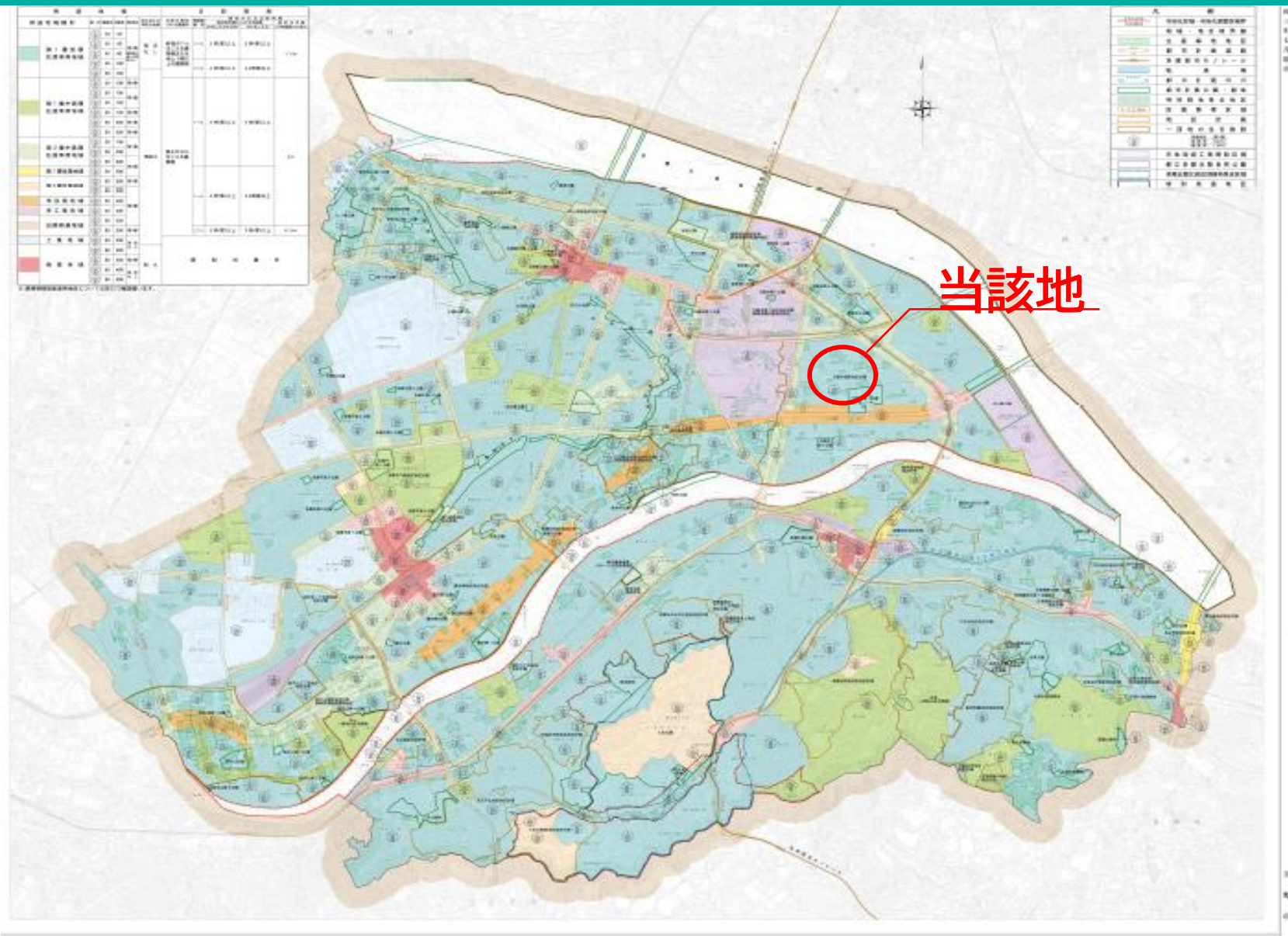
万願寺グラウンド跡地の 都市計画公園指定に向けた取組について

【本日の説明内容】

- 1) 前回の振り返り
- 2) 都市計画公園指定に向けた取組状況（周辺住民との懇談会）
- 3) 今後の予定

令和7年5月23日（金）
日野市 環境共生部

1) 前回の振り返り ①位置図（広域）（前回報告資料）



1) 前回の振り返り ②万願寺第六公園(万願寺グラウンド跡地)

都市計画変更の手続き

(前回報告資料)

北川原公園の都市計画変更を行うことにより、都市計画公園面積の減少が生じる
→ 減少分の補填を北川原公園の都市計画変更と合わせて実施する必要がある



・北川原公園の都市公園面積の減少分
約5,600m²

・万願寺グラウンド跡地(東側) 約6,000m²
※西側は東京都都市づくり公社所有地

- 北川原公園の都市計画変更と同時に公園面積減少分の補填が可能な場所
- 周辺自治会からも公園候補地として提案があった場所

→ 今後周辺地域の方々への説明等も行った上で、追加指定の手続きに入りたい

※周辺環境改善の提案について議論する中で、公園・緑地にすべき場所の提案があれば別途、検討する

1) 前回の振り返り ②万願寺第六公園(万願寺グラウンド跡地)

(前回報告資料)

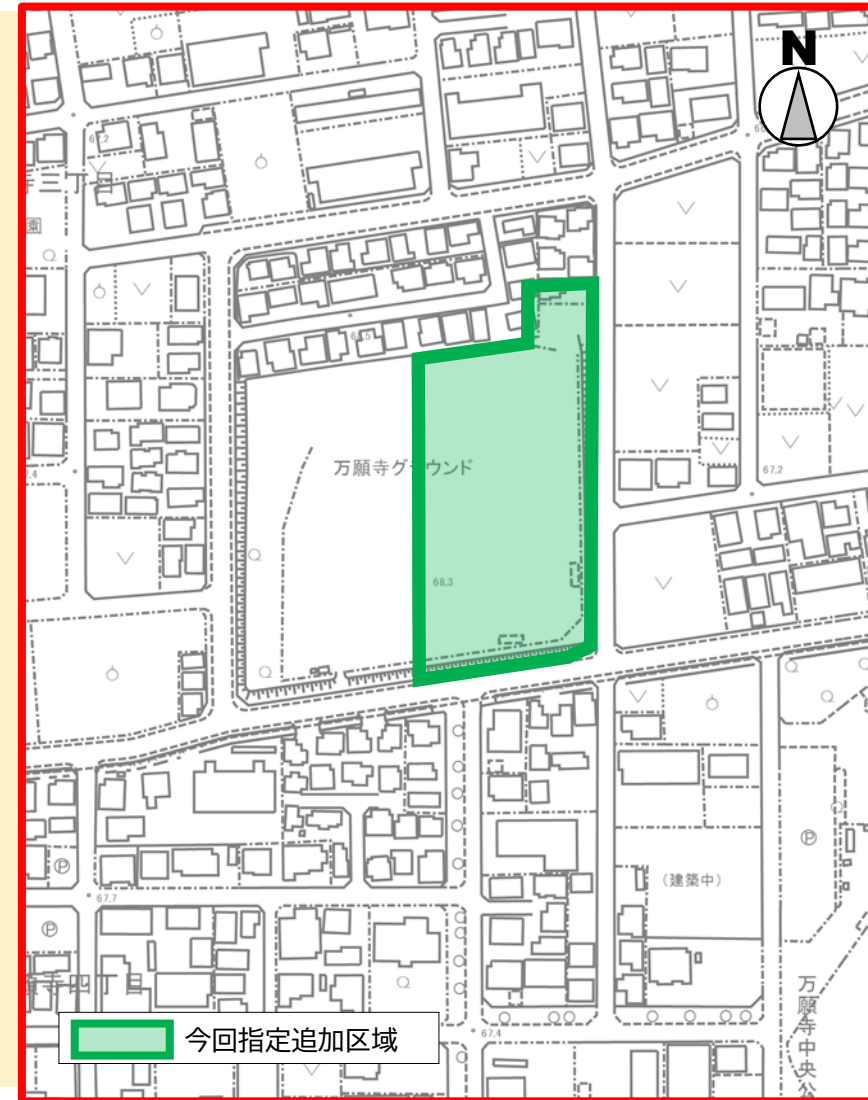
《追加指定概要(予定)》

- | | | | |
|---|---|---|-------------------------------|
| 1 | 名 | 称 | 都市計画公園
第2・2・49号
万願寺第六公園 |
| 2 | 種 | 別 | 街区公園 |
| 3 | 位 | 置 | 日野市万願寺三丁目19番地内 |
| 4 | 区 | 域 | 右図の「緑」の区域 |
| 5 | 面 | 積 | 約0.6ha |

【土地の所有】

日野市(1筆) 約0.02ha

日野市土地開発公社(2筆) 約0.61ha



1)前回の振り返り ②万願寺第六公園(万願寺グラウンド跡地)

現 況 写 真

(前回報告資料)



2) 都市計画公園指定に向けた取組状況 ～第1回周辺住民懇談会～

～出席者からの質疑・意見～（抜粋） 令和7年1月19日(日)開催

- ◆区画整理事業完了時には当該地の盛土を撤去し、周辺の地盤高と同じ高さにするという話であったが、未だそのままである。
公園整備の前に、まずは盛土を撤去するべきだ。
- ◆周辺環境の悪化が心配。（路上駐車、ごみのポイ捨て等。）
- ◆近隣に万願寺中央公園があるので。大人を対象にしたものにしてほしい。（健康増進を図れる公園。陸上トラック、健康遊具の設置等。）
- ◆今回の計画では、西側部分は使われないようだが、何か別の用途の計画があるのか？

2) 都市計画公園指定に向けた取組状況 ～第1回周辺住民懇談会～

- ◆公園整備に反対ではないが、騒音、防犯、路上駐車対策等日々の管理を考慮したものにしてほしい。
- ◆ハザードマップからも外れていたのもので、ここを防災公園にできたら良いなと考えていた。
- ◆子どもがボール遊びできる場所が無いと感じていたのもので、ボール遊びができる広い場所があるとありがたい。
- ◆防災に特化した場所となるためにも、西側も一体として公園にしてほしい。

2) 都市計画公園指定に向けた取組状況 ～第2回周辺住民懇談会～

～主な質疑への回答～

令和7年5月11日(日)開催

盛土の撤去について

市：区画整理事業は適切に完了したものと推認する。盛土の撤去は行わない。

住民：当時、盛土の撤去を行い、周辺の地盤高に合わせるとの約束だった。

土ぼこりや治安の不安に長い間悩まされてきた。

約束を反故にしたままでの公園整備は認めない。

西側の土地の利活用予定について

市：土地の所有者は都市づくり公社であり、現時点では利活用については未定と聞いている。

住民：質疑に対しての回答内容や、市からの情報提供が十分ではない。

もっと進展のある席にすべきだ。

3) 今後の予定

1. 周辺住民との合意形成

現在まで周辺住民と公園整備についての合意を得られていないため、今後も懇談会を開催し、時間をかけて十分な意見交換を行い、合意を図っていきたいと考えています。

2. 公園整備の内容の検討

公園整備における合意が図れたのちには、周辺住民を主とするワークショップを開催し具体的な遊具、防災設備などの整備内容を検討する場を設けたいと考えています。

3. 報 告

公園として整備することについて近隣住民との合意形成、ワークショップによる具体的な公園の整備内容が固まった時点で、当審議会へ報告をさせていただく予定です。